

00709

鳥取縣公報

縣令

昭和二十一年六月七日
第一千七百十八號

金曜日

本書ノ大ニハ國定規格5A列

◇鳥取縣令第四十五號

農地調製法施行細則中次のやうに改正し公布の日よりこれを施行する。

昭和二十一年六月七日

鳥取縣知事 林 敬 三

第二十一條第二項第一號を「豫メ知事ノ承認ヲ受クルコト」に改める。
第二十五條第二項第一號を「豫メ知事ノ承認ヲ受クルコト」に改める。

訓令

◇鳥取縣訓令第二十號

公立中等學校

告示

◇鳥取縣告示第二百五十三號

鳥取縣引揚者援護連絡本部規程を、左の通り定める。

昭和二十一年六月七日

鳥取縣知事 林 敬 三

公立盲聾嚥學校
公立青年學校

昭和二十一年四月一日公立學校官制公布により、辭令を用ひないで地方教官地方地務官に任ぜられたるものは同日付を以つて現在勤務せる學校に勤務を命ぜられたるものとする。

昭和二十一年六月七日

鳥取縣知事 林 敬 三

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當ル)

昭和二十一年六月七日
第一千七百十八號

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

00710

鳥取縣引揚者援護連絡部規程

第一條 海外引揚同胞の定着地における援護の完璧を期し、關係官廳の援護事務の連絡調整をして、その具體的徹底を圖るため、鳥取縣廳内に鳥取縣引揚者援護連絡本部を設置する。

第二條 鳥取縣引揚者援護連絡本部は次の者をもつて構成する。

- 本部長 一名
- 副本部長 一名
- 幹事長 一名
- 幹事 若干名
- 委員 若干名

第三條 本部長は知事をこれに充てる。本部長は部務を統轄する。

副本部長は内務部長をこれに充てる。副本部長は本部長を輔佐して本部長事故あるとき其の職務を代理する。

幹事長は縣厚生課長をこれに充てる。幹事長は上司の指揮を受け部務を掌理する。委員及幹事は次の職にある者の中より、知事これを任命又は委嘱する。

本部課長 稅務署長 管財支所長 鐵道管理部長、驛

長 食糧事務所長 營林署長 郵便局長 地方世話部長 勤勞署長 其の他關係官廳公共團體官公吏 必要と認められる經濟、援護團體、金融機關の役員 幹事は、上司の指揮を承けて部務を處理する。委員は上司の指揮を承けて部務に従事する。

第四條 この規定に定められた外、必要な事項については本部長において其の都度これを定めることが出来る。

附 則

この規定は公布の日よりこれを施行する。

鳥取縣告示第二百五十四號

鳥取縣水産物統制規則第十二條第十三條第十四條の規定に依り知事の定めたる水産物を左の通り指定する。

昭和二十一年六月七日

- 一、鮮魚介類（冷凍魚を含む）
 - 二、塩藏品
 - 三、乾製品（塩乾品、粉末品を含む）
 - 四、塩辛品
 - 五、食用生海藻類及乾製品
 - 六、水産物佃煮
 - 七、水産物燻製品
 - 八、魚介藻類加工品
 - 九、淡水鮮魚介類及淡水魚類製品
 - 十、鹽漬、鹽漬
- 鳥取縣知事 林 敬 三

00711

鳥取縣告示第二百五十五號

注文洋服の最高裁縫料金の統制額が大藏大臣において次のやうに認可された。

昭和二十年十一月鳥取縣告示第三百八十八號（注文洋服ノ最高裁縫料金許可ノ件）はこれを取消す。

昭和二十一年六月七日

鳥取縣知事 林 敬 三

物價統制令第五條第一項の規定により注文洋服の最高裁縫料金の統制額を次のやうに認可した。

昭和二十一年六月七日

大藏大臣 石 橋 湛 山

一、認可を申請した者

鳥取縣洋服商統制組合

二、認可した價格等の額

- 背廣三ツ揃 一八〇、〇〇
- 國民服乙號上下 一一〇、〇〇
- 合服オーバ 一六〇、〇〇
- 夏背廣上下 一〇〇、〇〇

三、統制額實施の日

昭和二十一年六月五日

前記第二號の額は物價統制令第五條第三項の規定により同第一號鳥取縣洋服商統制組合構成員以外の者がその地區内においてなす注文洋服の裁縫料金の統制額である。

- 詰襟 上下 一一五、〇〇
- レインコート 一一五、〇〇
- 乗馬ズボン 五五、〇〇